

戸主との續柄		戸主		妻	親	長男	次男以下	孫	兄弟姉妹	其他	計
計	女	計	女	計	計	計	計	計	計	計	計
50.7	33.3	50.5	33.3	42.2	42.2	20.8	35.0	0.0	2.9	0.4	100.0
3.2	0.0	3.2	0.0	0.0	0.3	14.4	3.5	0.0	2.9	0.4	100.0
5.0	3.2	5.0	3.2	0.0	5.0	3.9	3.4	0.0	9.5	0.4	100.0
3.9	5.0	3.9	5.0	0.0	0.5	14.0	3.5	0.0	9.3	0.4	100.0
4.7	4.7	4.7	4.7	0.0	1.1	20.1	6.1	0.0	10.8	6.8	100.0
4.7	4.7	4.7	4.7	0.0	1.1	20.1	6.1	0.0	10.8	6.8	100.0
3.2	3.2	3.2	3.2	0.0	1.1	3.9	3.4	0.0	9.5	6.7	100.0
5.9	5.9	5.9	5.9	0.0	1.8	19.9	7.6	0.0	10.5	6.7	100.0
7.9	7.9	7.9	7.9	0.0	1.8	19.9	7.6	0.0	10.5	6.7	100.0

第四、年 齡 構 成

一、總說 今回調査したる木賃宿泊人全部の年齢構成を觀るに我國民の年齢構成と異なりて中壯階級最も多く幼少及老齡兩階級非常に少なし、是れ木賃宿泊者が特殊階級のものたるを示すものにして即ち木賃宿泊者の大部分は單身宿泊者にして其殆んど全部自活し居るものにして従つて生産年齢級に屬

圖 九 第

者身單ル夕子分り依ニ係關偶配及齡年
(内 市)

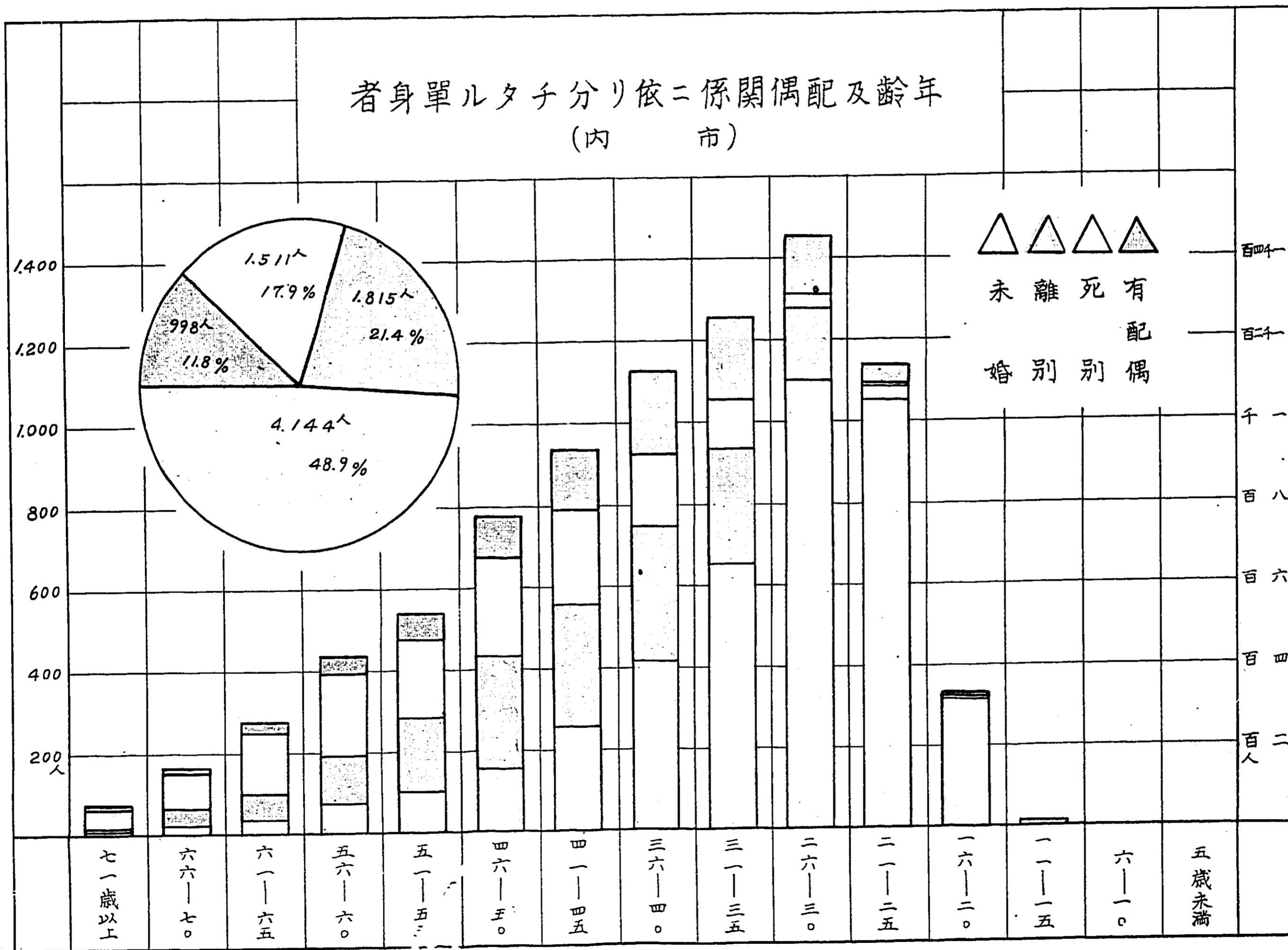
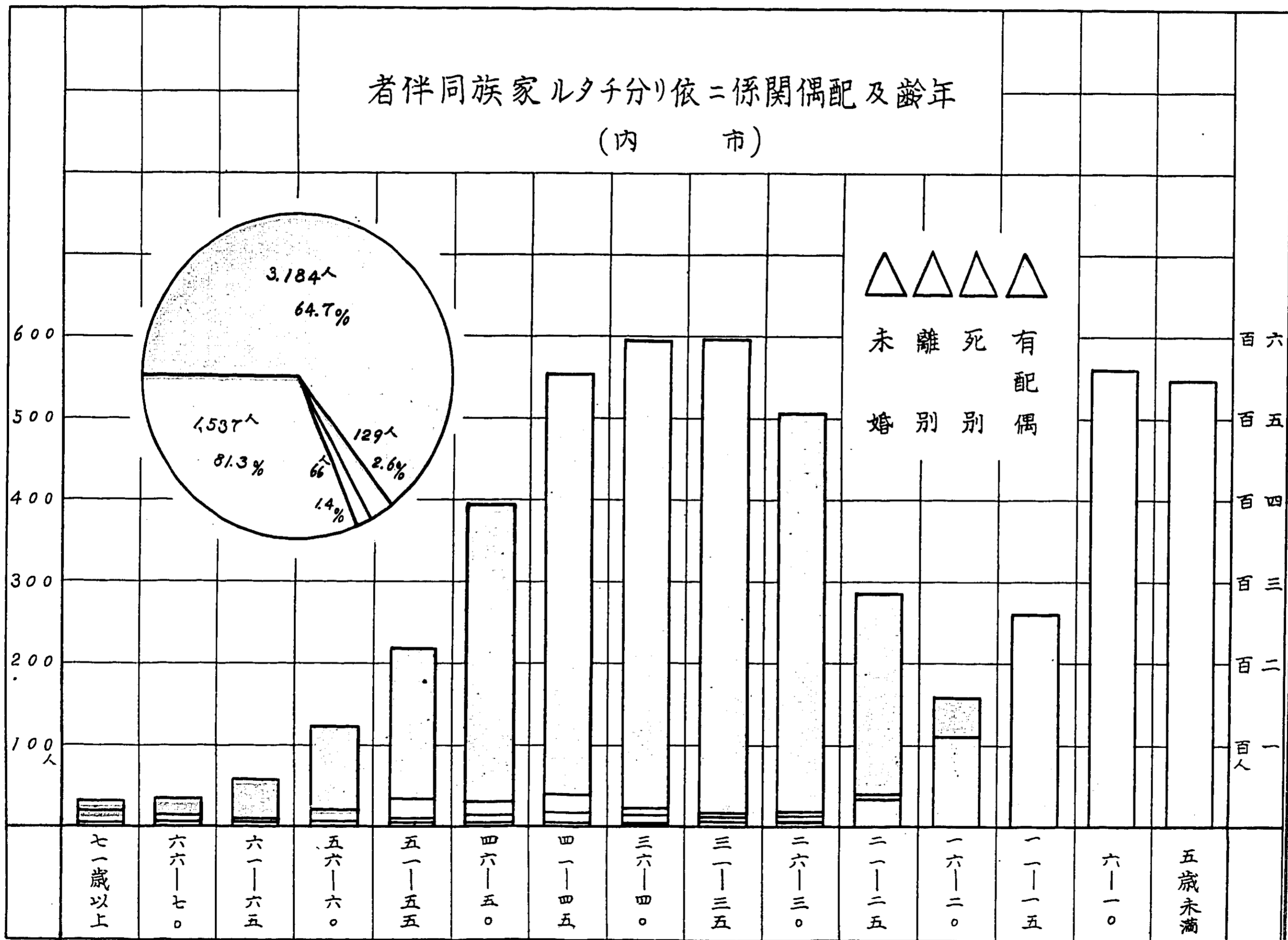


圖 十 第

者伴同族家ル夕チ分リ依ニ係關偶配及齡年
(内 市)



し、又家族同伴止宿者の多くも夫婦暮しのものか子女の少なき即ち三人若くは四人暮しのものにして従つて木賃宿泊者全體の年齢構成は生産年齢級就中壯者多き所以なりとす、今參考の爲め木賃宿泊人及全國人口(大正七年)並に東京全市人口(大正九年)を年齢五歳階級に分ち對比すれば左の如し。

第五九表 年齢五歳階級に依り分ちたる木賃宿泊人員

年齢階級	木賃宿泊人		全國(比例) (大正七年)	東京全市(比例) (大正九年)
	實數	比例		
〇—五歳	六〇一	四・二	一一・九	一〇・四
五—一〇	六〇七	四・三	一一・九	九・二
一〇—一五	二九八	二・一	一〇・三	九・七
一五—二〇	五〇六	三・五	九・六	一三・三
二〇—二五	一、四九七	一〇・五	八・三	一二・三
二五—三〇	二、〇二六	一四・二	七・二	九・五
三〇—三五	一、九三〇	一三・六	六・六	八・〇
三五—四〇	一、八一三	一二・七	六・四	六・七
四〇—四五	一、五七二	一一・〇	五・九	五・八
四五—五〇	一、二六三	八・九	四・五	四・三
五〇—五五	八〇九	五・七	四・三	三・五
五五—六〇	六二二	四・四	三・二	二・六

三五—四〇	一、一七〇	九	一、一七九	一三・三	九・〇	一三・二
四〇—四五	九七一	六	九七七	一一・〇	六・〇	一一・〇
四五—五〇	八二五	一〇	八二五	九・三	一〇・〇	九・二
五〇—五五	五六八	七	五七五	六・五	七・〇	六・五
五五—六〇	四七六	一二	四八八	五・四	一二・〇	五・五
六〇—六五	二八三	一六	二九九	三・二	一六・〇	三・四
六五—七〇	一六九	五	一七四	一・九	五・〇	二・〇
七〇歳以上	七一	一〇	八一	〇・八	一〇・〇	〇・九
計	八、八一〇	一〇〇	八、九一〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

三、家族同伴者 家族同伴者の年齢構成を観るに全國人口の年齢構成が零歳乃至一歳の人口最も多數を占め之より年齢の進むに従ひ順次遞減し其狀最長の基底を有する三角形を現はすと異にして木賃宿泊家族同伴者の年齢構成は其狀不規則に凸凹をなせり、即ち一歳より五歳未満及五歳以上十歳未満の二階級は孰れも一一・三%にして割合高きに反し之に次ぐ十歳以上二十五歳未満に至る三年階級は三・二%乃至五・八%にして其割合十歳未満に比し遙かに少く年齢構成圖に於て急に縮小するを見る、更に又之に次ぐ二十五歳以上四十五歳迄の四年階級に屬するは一〇・一%乃至一一・九%にして前年齢級より遙かに割合大にして茲に再び急に膨脹する然るに四十五歳以上は漸次遞減を來し最高年齢に向つて稍々規則正しく縮小せり、之を全國人口と比較するに十歳未満は其割合略々兩者相等しく十歳以

上二十五歳未満は全國より少なく二十五歳以上五十歳迄は木賃宿泊者の割合大なり、更に大正九年當局調査細民の年齢構成と比較するに二十五歳未満は細民に於て大なるに反し二十歳以上五十歳未満は木賃宿泊者多し、即ち木賃宿泊家族同伴者は一般細民が子女多きものと異にして比較的子女少なきもこのなりす左に之を表示せん。

第六一表 年齢五歳階級に依り分ちたる家族同伴宿泊者

年齢階級	木賃宿家族同伴者(實數)		同 上(比例)		全國(比例) 總人口 (大正七年)	細民(比例) 大正九年 調査
	男	女	男	女		
〇—五歳	二、六〇	三、七〇	一〇・四	一三・三	一三・九	三〇・〇
五—一〇	一、〇〇	一、三〇	四・三	五・二	一〇・三	一八・九
一〇—一五	九〇	一、一〇	三・七	四・七	九・六	
一五—二〇	九〇	一、一〇	三・七	四・七	九・六	
二〇—二五	九〇	一、一〇	三・七	四・七	九・六	
二五—三〇	九〇	一、一〇	三・七	四・七	九・六	
三〇—三五	九〇	一、一〇	三・七	四・七	九・六	
三五—四〇	九〇	一、一〇	三・七	四・七	九・六	
四〇—四五	九〇	一、一〇	三・七	四・七	九・六	
四五—五〇	九〇	一、一〇	三・七	四・七	九・六	
五〇—五五	九〇	一、一〇	三・七	四・七	九・六	
計	八、八一〇	一〇〇	八、九一〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

五五—六〇	全	男	二四	三一	一九	二五	三二
六〇—六五	男	三	六	一六	〇九	一三	三二
六五—七〇	男	七	四	〇九	〇六	〇八	二四
七〇歳以上	二	三	三	〇五	〇八	〇六	三二
計	二七二	二二〇	五二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

更に世帯主のみに就き年齢五歳階級に分ち観るに三十五歳以上四十歳未満及四十歳以上四十五歳未満の兩階級とも一七・九% 三十歳以上三十五歳未満は一七・〇% 四十五歳以上五十歳未満は一四・九% 二十五歳以上三十歳未満は一二・一% 又二十五歳未満の幼少年階級及五十歳以上の老齡級は孰れも七・七% 以下にして壯年階級甚だ多し、之を大正九年當局調査細民の世帯主と比較するに二十歳以上四十歳未満は木賃宿泊者多く他の年齢階級に於ては細民の割合大なり、之を要するに木賃宿泊家族同伴者の世帯主は概して中壯なるもの多く且其子女を有するもの少なく又父母を伴ふもの少なきを知る、之を表示すれば左の如し。

第六二表 年齢五歳階級に依り分ちたる家族同伴者の世帯主

年齢階級	實數		比例	
	木賃宿泊者	細民(大正九年調査)	木賃宿泊者	細民
〇—五歳	一	二	一	〇・一
五—一〇歳	一	二	一	〇・一

一〇—一五	一	四	一	〇・二
一五—二〇	六	九	〇・三	〇・五
二〇—二五	六六	一五九	三・五	九・一
二五—三〇	二二二	四九二	二二・一	二八・三
三〇—三五	三二五	四九二	一七・〇	二八・三
三五—四〇	三四二	四九二	一七・九	二八・三
四〇—四五	三四二	四九二	一七・九	二八・三
四五—五〇	二八五	六三九	一四・九	三六・八
五〇—五五	一四七	三二二	七・七	一八・〇
五五—六〇	八六	三二二	四・五	一八・〇
六〇—六五	四五	一〇二	二・四	五・九
六五—七〇	二五	一〇二	一・三	五・九
七〇歳以上	九	一七	〇・五	一・一
計	一、九一〇	一、七三八	一〇〇・〇	一〇〇・〇

第五、縁事身分

一、單身者 木賃宿泊男單身者八、八一〇人を縁事身分に依り分てば有配偶者一、〇〇六人死別の獨身者一、五六九人離別の獨身者一、九一四人未婚者四、三一七人(外に申告なきもの四人あり)にして、未婚

者は約半数を占め有配偶者は約一割餘死別の獨身者は一割八分離別の獨身者は約二割餘を示し死別及離別の獨身者の少なからざるを見る、又女の單身者一〇〇人中最も多きは死別にして約半数即ち五一人を算し有配偶者は二四人離別は一六人にして未婚者は僅かに九人にして一割に充たず。

今男女單身者の配偶關係を地區別に觀察するに未婚者の割合の少なきは品川町及永住町にして前者は百に對し二七後者は三八なり、他の地區は右二地區より未婚者多く其割合全數の約半数前後なりとす、又有配偶者の多きは旭町の二〇%にして少なきは南千住町の六%花町の七・二%なり、而して死別離別を合して多きは品川町の六三・一%其少なきは旭町の三一・六%なり、左に之を表示せん。

第六三表 縁事身分に依り分ちたる單身宿泊者——實數

地 區	有配偶	死 別	離 別	未 婚	計
品川町	一五	四二	五四	四一	一五二
新廣尼町	二六	七七	五七	一七	二七七
旭 住 町	八六	六五	六八	二〇二	四二一
永 住 町	六七	一一二	一三一	一九七	五一七
小梅業平町	一一五	二四六	二九一	五三八	一、二〇〇
淺 草 町	二四七	二五〇	三二五	八六二	一、六八四
花 町	一〇一	三二二	三四八	六三九	一、四一〇
品川町	三四六	四二九	五九五	一、五八九	二、九五九
南千住町	一七	六七	六一	一四一	二八六
合 計	一、〇〇六	一、五六九	一、九一四	四、三一七	八、八〇六
合 計	二四	五一	一六	九	一〇〇
合 計	一、〇三〇	一、六二〇	一、九三〇	四、三二六	八、九〇六

第六四表 縁事身分に依り分ちたる單身宿泊者——比例

地 區	有配偶	死 別	離 別	未 婚	計
品川町	一・七	一四・五	二〇・一	五三・七	一〇〇・〇
花 町	七・二	二二・八	二四・七	四五・三	一〇〇・〇
淺 草 町	一四・七	一四・八	一九・三	五一・二	一〇〇・〇
小梅業平町	一〇・四	二〇・五	二四・三	四四・八	一〇〇・〇
永 住 町	一三・〇	二三・六	二五・三	三八・一	一〇〇・〇
旭 住 町	二〇・四	一五・四	一六・二	四八・〇	一〇〇・〇
新廣尼町	九・四	二七・八	二〇・六	四二・二	一〇〇・〇
品川町	九・九	二七・六	三五・五	二七・〇	一〇〇・〇
南千住町	六・〇	二三・四	二一・三	四九・三	一〇〇・〇
合 計	一一・四	一七・八	二一・七	四九・〇	一〇〇・〇
合 計	二四・〇	五一・〇	一六・〇	九・〇	一〇〇・〇
合 計	一一・五	一八・二	二一・七	四八・六	一〇〇・〇

二、家族同伴者 家族同伴止宿者五、三三〇人を縁事身分に依り分つに、有配偶者は三、四二一人死別

の獨身者は一四四人離別の獨身者は七〇人未婚者は一、六九五にして、有配偶者の割合は六四・二%を示し約三分の二を占め未婚者は三一・八%にして約三分の一に當る、而して死別及離別の獨身者は極少數にして兩者を合して僅かに百分の四に達せず、更に男女に分ち各其割合を觀るに男女とも略々相等しく只有配偶者は男より女に於て少しく割合大にして、未婚者の割合は兩者相等しく死別及離別者は男より女に於て割合少なきを見る。

更に男女を合し地區別に縁事關係を見るに、有配偶者の割合の多きは淺草町の七六・四%南千住町の七五・七%にして其少なきは新廣尾町の五二・一%品川町の五三・五%なり、之に反し未婚者の割合の多きは新廣尾町の四二・六%品川町の四一・五%にして少なきは淺草町の二〇・一%南千住町の二一・四%なり、蓋し此事實は品川町及新廣尾町は子女の多き世帯多く淺草町及南千住町は之に反し子女の少なきもの多き爲めなりとす、而して死別及離別者の割合多きは永住町の七・二%にして其少なきは小梅業平町の二・七%花町の二・九%なりとす。

更に世帯主のみに就き見るに男は有配偶者は約九割にして死別離別及未婚者は合して約一割なり、又女世帯主は其數僅かに三十三人に過ぎず之が比較觀察するに其數少なきに失するも、試みに其割合を算するに、有配偶者二一・二%未婚者は三・〇%にして孰れも少なく死別の獨身者は五四・六%離別の獨身者は二一・二%にして女世帯主には鰥寡の老婦多きを知るべし、之を表示すれば左の如し。

第六五表 縁事身分に依り分ちたる家族同伴者

地 區	實 數			比 例		
	有配偶	死別	離別	有配偶	死別	離別
富川町	七〇	七	六	一、一七	九・二	三・三
花 町	六七	九	一〇	九六	一三・〇	一・九
淺草町	五八	七	八	一四	六・四	二・四
小梅業平町	五三	二	九	一四	七・三	一・一
永 住 町	三三	三	六	一三	七・〇	一・五
旭 町	三三	六	二	一三	一三・三	二・三
新廣尾町	三三	六	六	一三	一三・三	二・五
品川町	一八	三	四	一四	五・一	三・九
南千住町	一五	二	一	一四	五・五	三・八
合 計	一七四	二	一	一四	五・五	三・八
世帯主	一七〇	六	五	一三	五・八	三・五
男	一七〇	六	五	一三	五・八	三・五
女	一七〇	六	五	一三	五・八	三・五
計	一七〇	六	五	一三	五・八	三・五

三、年齢別配偶關係

(イ) 單身者 八、九一〇人の配偶関係を年齢五歳階級に分ち單身者總數に對する各其割合を観るに、先づ單身者の約半数を占むる未婚者は二十歳より二十五歳未満、二十五歳より三十歳未満最も多く前者は一二・七%後者は一二・六・四%を示す、此兩年階級を中心として之より年齢の高低する兩方面に向つて其割合漸次遞減し五十歳以上は極く少數に減じて三〇・〇%に充たず、又有配偶者は三十五歳より四十歳未満最も大にして其割合は二三・七%を示し、三十歳より三十五歳未満の二二・六%之に次ぎ此兩年階級を中心として其前後に漸次遞減せり、而して二十歳未満の幼年階級及六十歳以上の老階級に於ては配偶を有するものは少數なり、又轉じて死別及離別の獨身者を觀るに、死別の者より離別の者其數稍多し、年齢階級の割合は死別は四十五歳以上五十歳未満、離別は三十五歳以上四十歳未満最も多く各其年齢階級を基準として老若兩方面に漸次遞減するを見る、只死別の獨身者は二十五歳未満離別の獨身者は二十歳未満は極めて少數にして又死別離別の獨身者とも六十歳以上の老階級に多く、特に死別の獨身者の老階級に多きは當然の事實なるべし、之を表示すれば左の如し。

第六六表 年齢五歳階級及縁事身分に依り分ちたる木賃宿泊單身者

年齢階級	實數				比			
	有配偶	死別	離別	未婚	有配偶	死別	離別	未婚
〇—五歳	—	—	—	—	—	—	—	—

五—一〇	—	—	—	—	—	—	—	—
一〇—一五	—	—	—	—	—	—	—	—
一五—二〇	—	—	—	—	—	—	—	—
二〇—二五	—	—	—	—	—	—	—	—
二五—三〇	—	—	—	—	—	—	—	—
三〇—三五	—	—	—	—	—	—	—	—
三五—四〇	—	—	—	—	—	—	—	—
四〇—四五	—	—	—	—	—	—	—	—
四五—五〇	—	—	—	—	—	—	—	—
五〇—五五	—	—	—	—	—	—	—	—
五五—六〇	—	—	—	—	—	—	—	—
六〇—六五	—	—	—	—	—	—	—	—
六五—七〇	—	—	—	—	—	—	—	—
七〇歳以上	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 △印は配偶關係の申告なきものなり。

(ロ) 家族同伴者 五、三三〇人の配偶関係を年齢五歳階級別に分ち家族同伴者總數に對する各其割合を観るに、有配偶者は三十歳より三十五歳未満の一・一五・六%を最高とし此年齢階級を基準とし

て其前後の年齢階級に向つて漸次遞減せり、只三十歳以上四十五歳未満に至る三年齡階級は各階級とも其割合大差なく又十五歳未満は全く無く六十六歳以上は少數なり、而して未婚者は五歳未満及五歳以上十歳未満最も多く前者は一二・八%後者は一二・三・九%にして是より年齢の進むに従ひ漸次遞減し二十六歳以上は極少數なり、蓋し家族同伴者の未婚者は單身者の場合と異なり殆んど兒女なるを以て其割合が中壯以上に少なきは當然なりとす、又家族同伴者には死別及離別の獨身者は少なく死別は二十六歳以下に離別は二十歳以下に全く無く、又死別は五十歳以上五十五歳未満離別は四十歳以上四十五歳未満最も多し、概して單身者同様死別、離別の獨身者とも壯年者以上に多く特に死別の獨身者は中老以上のものに多し之を表示すれば左の如し。

第六七表 年齢五歳階級及縁事身分に依り分ちたる家族同伴者

年齢階級	實數				比			
	有配偶	死別	離別	未婚	有配偶	死別	離別	未婚
〇—五歳	—	—	—	101	—	—	—	101
五—一〇	—	—	—	207	—	—	—	207
一〇—一五	—	—	—	224	—	—	—	224
一五—二〇	97	—	—	171	9.2	—	—	171
二〇—二五	222	—	—	331	21.3	—	—	331
二五—三〇	522	4	3	529	46.1	0.8	0.6	529
計	—	—	—	1,011	—	—	—	1,011

年齢階級	實數				比			
	有配偶	死別	離別	未婚	有配偶	死別	離別	未婚
三〇—三五	67	3	5	75	15.6	0.6	0.9	75
三五—四〇	210	9	11	230	22.4	1.7	2.3	230
四〇—四五	522	22	15	559	54.9	4.5	2.8	559
四五—五〇	1,011	10	11	1,032	102.6	3.8	2.4	1,032
五〇—五五	1,211	19	11	1,241	122.2	5.5	1.9	1,241
五五—六〇	1,111	17	4	1,132	111.2	3.3	0.8	1,132
六〇—六五	57	6	3	66	6.5	1.1	0.6	66
六五—七〇	36	5	1	42	4.1	2.8	0.3	42
七〇歳以上	11	1	1	13	1.3	3.3	0.3	13
計	3,231	122	70	3,423	331.8	27.1	11.1	3,423

四、夫妻相互の年齢配合 木賃に止宿せる夫婦者の相互の年齢配合が如何なる割合なるか、今富川町に於ける有配偶者中夫妻とも止宿せる三四九組の夫婦者に就き調査當時の相互の年齢配合を見るに、夫妻同年の者二二組夫の年上の者二三三組妻の年上の者九四組あり、其割合は總數百に對し同年の者六・三夫の年上の者六六・八妻の年上の者二六・九にして妻の年上の者の割合甚だ多きを見る、而して夫の年上の者の内夫の年が妻より一歳乃至五歳大なるものは四割八分又六歳乃至十歳大なるものは三割五分十一歳以上大なるものは一割七分にして、妻の年上の者の内妻が夫より一歳乃至五歳大なるものは七割一分六歳乃至十歳大なるものは二割十一歳以上大なるものは九分なり、更に夫妻同年の者、夫の

年上の者、妻の年上の者の三者に就き夫の年齢三十歳以下、三一—四〇歳、四一—五〇歳、五〇歳以上の四年階級に分ち各其割合を見るに夫妻同年の者及妻の年上の者は夫の年の三一—四〇歳階級と組合せたるもの最も割合大に又夫の年上の者は夫の年四一—五〇歳階級と組合せたるもの最も割合大なり今以上の事實を表示すれば次の如し。

第六八表 夫妻年齢の差に分ちたる夫の年齢階級別夫婦数

夫の年齢階級	夫の年上の者										夫妻同年の者	計	比	例	
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇					
三〇歳以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三〇—三九歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四〇—四九歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五〇歳以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
比	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
例	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

妻の年上の者	妻の年上の者										夫妻同年の者	計	比	例	
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇					
三〇歳以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三〇—三九歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四〇—四九歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五〇歳以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
比	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
例	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第七一表 妻の各年齢階級の總數を百としたる夫の年齢階級の割合

妻の年齢	夫の年齢									
	二一—二五歳	二六—三〇歳	三一—三五歳	三六—四〇歳	四一—四五歳	四六—五〇歳	五一—五五歳	五六—六〇歳	六一歳以上	計
一六—二〇歳	七・四	一四・三	—	一四・三	—	—	—	—	—	一〇〇・〇
二一—二五歳	四・〇	五・〇	六・〇	八・〇	四・〇	—	—	—	—	一〇〇・〇
二六—三〇歳	—	二・一	三・七	八・二	七・三	—	—	—	—	一〇〇・〇
三一—三五歳	三・一	九・四	一六・一	二二・九	二九・七	四・七	—	—	—	一〇〇・〇
三六—四〇歳	—	四・二	八・三	一六・九	二七・八	九・七	—	—	—	一〇〇・〇
四一—四五歳	—	一・六	六・四	一四・三	二〇・一	三・七	—	—	—	一〇〇・〇
四六—五〇歳	—	—	八・七	一四・四	二〇・〇	五・五	—	—	—	一〇〇・〇
五一—五五歳	—	—	—	一〇・〇	一〇・〇	三・〇	—	—	—	一〇〇・〇
五六—六〇歳	—	—	—	—	—	二・四	一六・六	—	—	一〇〇・〇
六一歳以上	—	—	—	—	—	一・七	一六・七	—	—	一〇〇・〇
計	二・三	二・八	五・八	一九・二	二〇・三	一六・三	七・七	四・三	二・三	一〇〇・〇

第六、出生地

一、府縣別出生地 木賃宿泊人(市部及品川町と南千任町)の出生地を府縣に分ち其割合大なるものを

擧ぐれば

(イ) 單身者 は東京の二二・八%を首位とし亞で千葉、新潟、長野、埼玉、茨城、神奈川の諸縣順次其多きものに屬す、但千葉以下は孰れも六・六%乃至四・一%にして東京に比し遙かに其割合少なく又其他の府縣は四・〇%以上に昇るもの莫し。

(ロ) 家族同伴者に於ける世帯主及其配偶者 は東京の二五・三%を首位とし第二位は千葉の八・六%にして亞で埼玉、神奈川、新潟、栃木、茨城の順にして孰れも五・二%乃至六・六%にして其他の府縣は孰れも四・四%以下なりとす。

(ハ) 家族同伴者に於ける其他の家族 も亦東京を首位とし其割合は六五・五%を示し前者に比し東京府生れのもの割合遙かに大なり、是れ其他の家族は主として兒女にして東京生れのもの、多きは蓋し當然なりとす、亞で多きは神奈川、千葉、埼玉等の諸縣なるも孰れも五・六%以下なりとす。

右上に依り總じて木賃宿泊人の出生地を見るに、市内細民と等しく東京生れのもの其多きを看取し得べく、亞で多きは東京の隣接縣及新潟、長野等の諸縣なりとす、今出生の割合多き府縣を表示すれば左の如し。

第七二表 主なる出生の府縣

府縣名	實數		百分比	府縣名	實數		百分比
	實數	百分比			實數	百分比	
東京	1,034	22.8	東京	1,130	65.5		
千葉	585	6.6	千葉	96	5.6		
新潟	533	6.0	新潟	53	3.1		
長野	514	5.8	長野	43	2.5		
埼玉	510	5.7	埼玉	41	2.3		
茨城	436	4.9	茨城	32	1.9		
神奈川	364	4.1	神奈川	30	1.7		
東京	912	25.3	東京	4,076	28.6		
千葉	313	8.6	千葉	951	6.7		
埼玉	268	6.6	埼玉	821	5.8		
神奈川	205	5.7	神奈川	759	5.3		
新潟	198	5.5	新潟	696	4.9		
長野	190	5.3	長野	665	4.7		
埼玉	186	5.2	埼玉	654	4.6		
合計			合計				
世帯主及其配偶者			世帯主及其配偶者				
東京	2,533	71.8	東京	10,766	76.8		
千葉	866	24.2	千葉	3,151	22.6		
埼玉	666	19.0	埼玉	2,321	16.7		
神奈川	577	16.5	神奈川	2,099	15.1		
新潟	555	15.9	新潟	1,996	14.4		
長野	555	15.9	長野	1,996	14.4		
埼玉	555	15.9	埼玉	1,996	14.4		
神奈川	555	15.9	神奈川	1,996	14.4		
合計	10,666	300.0	合計	13,996	100.0		
單身者			其他の家族				
東京	1,130	31.5	東京	1,130	8.1		
千葉	96	2.7	千葉	96	0.7		
新潟	53	1.5	新潟	53	0.4		
長野	43	1.2	長野	43	0.3		
埼玉	41	1.1	埼玉	41	0.3		
茨城	32	0.9	茨城	32	0.2		
神奈川	30	0.8	神奈川	30	0.2		
合計	1,425	40.6	合計	1,425	10.3		

更に地區と出生地との關係を見るに全地區を通じて其首位を占むるは東京府にして其の割合の最も多きは新廣尾町及品川町にして少なきは富川町及小梅業平町なり、而して第二位のものを擧ぐれば富川町及花町は千葉縣、淺草町小梅業平町及南千住町は埼玉縣、永住町は長野縣、旭町は山梨縣、新廣尾町

及品川町は神奈川縣にして各地とも近接の縣の出生者最も多きを示せり之を表示すれば左の如し。

第七三表 地區に依り分ちたる主なる出生府縣

地區	第一位		第二位		第三位		第四位	
	府縣名	實數	府縣名	實數	府縣名	實數	府縣名	實數
富川町	東京	1,030	千葉	353	新潟	240	神奈川	221
花町	同	555	同	221	埼玉	155	同	155
淺草町	同	510	埼玉	155	茨城	140	長野	135
小梅業平町	同	465	同	155	新潟	135	栃木	125
永住町	同	420	長野	155	新潟	135	新潟	125
旭町	同	375	山梨	155	群馬	125	群馬	125
新廣尾町	同	330	神奈川	155	新潟	125	新潟	125
品川町	同	285	同	155	茨城	125	茨城	125
南千住町	同	240	埼玉	155	支那	125	千葉	125
合計	同	10,666	千葉	3,533	埼玉	2,666	新潟	2,055

二、都鄙別出生地 木賃宿泊者の出生を都鄙に分ち其割合を見るに

(1) 單身者 は市出生のもの三二・一%にして内東京市生れのものは一七・八%なり、又町出生のものは二二・五%村落のものは四四・一%なり、而して男女を比較するに割合女男より市出生のもの多く町村出生のものは男より女少なし、殊に單身女の東京生れのものゝ割合は二八・〇%を示し男の

一七・七%に比し割合多きを見る、之を表示すれば左の如し。

第七四表 都鄙別出生者―單身者

支那	朝鮮	計			東京府外			東京府下			東京市			
		計	村	町市	計	村	町市	計	村	町市	計	村	町市	
三四	一五九	八、六一一	三、八八八	一、九八二	二、七四一	六、六〇八	三、七〇九	一、一五六	四四五	一七九	二二九	一、五五八	二七	二八
一	一	一〇〇	三九	二一	四〇	六九	三七	二〇	三	二	一	二八	一	二
三四	一五九	八、七一一	三、九二七	二、〇〇三	二、七八一	六、六七七	三、七四六	一、一六八	四四八	一八一	二四〇	一、五八六	二七	二
〇・四	一・八	九七・七	四四・一	二二・五	三一・一	七五・〇	四二・一	一三・一	五・〇	二・〇	二・七	一七・七	〇・三	一
一	一	一〇〇・〇	三九・〇	二一・〇	四〇・〇	六九・〇	三七・〇	二〇・〇	三・〇	二・〇	一・〇	二八・〇	一	一
〇・四	一・八	九七・七	四四・一	二二・五	三一・一	七四・九	四二・〇	一三・一	五・〇	二・〇	二・七	一七・八	〇・三	一

合不 計詳 八、八一〇 六 一〇〇 一 八、九一〇 六 一〇〇・〇 一〇〇・〇 一〇〇・〇 一〇〇・〇

(口) 家族同伴者の世帯主及其配偶者は市出生のもの割合は三〇・八%内東京一九・二%町村六八・五%にして、單身者に比し市出生のもの、割合稍、少なきも、東京生れのものみに就いては單身者より割合稍、多し、又男女を對比するに女の市出生及東京生れのもの割合男に比し稍、少なし。

又其他の家族は市特に東京市生れのもの、割合町村生れのものより遙かに多大なり、左に之を表示せん。

第七五表 都鄙別出生者 家族同伴者

都鄙別	世帯主及其配偶者		其他の家族		世帯主及其配偶者		其他の家族	
	男	女	計	男	女	計	男	女
東京市	二六	一〇五	一三二	七五	四〇	一一五	二七	一七七
町市	六	八	一四	五	一	六	〇・三	〇・五
町	三	六	九	三	一	四	〇・五	〇・一
村	三	六	九	三	一	四	〇・五	〇・一
府東	三	六	九	三	一	四	〇・五	〇・一
下京	三	六	九	三	一	四	〇・五	〇・一
計	二五	一〇三	一二八	七九	四二	一二一	二七	一三二

計	六、四五八	一、七五二	八、二一〇	七二・五	四八・六	六五・七
一ヶ年以上三ヶ年未満	一、五七四	一、一三二	二、七〇六	一七・七	三一・四	二一・六
三ヶ年以上五ヶ年未満	二七五	二五七	五三二	三・一	七・一	四・二
五ヶ年以上	六〇一	四六三	一、〇六四	六・七	一一・九	八・五
計	二、四五〇	一、八五二	四、三〇二	二七・五	五一・四	三四・三
合 計	八、九〇八	三、六〇四	一二、五二二	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

(八) 體性別 更に前項より止宿期間の分類を少なくし男女を對比するに、一ヶ月未満の短期宿泊者は單身者も世帯主及其配偶者も男より女の割合多く殊に單身女は新規投宿者の割合男より多し、又一ヶ年以上の長期のものは單身者は男より女割合多きも世帯主及其配偶者は男女殆ど其差違を見ず、之を表示すれば左の如し。

第七七表 止宿期間に依り分ちたる宿泊者 男女別

止宿期間	單身者		世帯主及其配偶者		單身者		世帯主及其配偶者	
	男	女	男	女	男	女	男	女
一ヶ月未満	二八三	四	三七	二七	三・八	四・〇	一四・六	一五・九
一ヶ月以上六ヶ月未満	三、五元	元	三九	三七	二・七	二・〇	一七・〇	一七・八
六ヶ月以上一ヶ年未満	九六	八	三五	二〇	一・〇	八・〇	一五・七	一六・二
一ヶ年以上	二、四三	元	九八	八四	二七・五	二九・〇	五二・七	五〇・一

計 八、〇八六 100 一、八七二 100 一、〇〇〇 100 一、〇〇〇 100

備考 △印は止宿期間申告なきものなり

(二) 地區別 更に止宿期間に分ち地區別に對比するに、單身者に於て一ヶ月未満のもの多きは淺草町及小梅業平町にして其割合少なきは永住町、花町なり、之に反し一年以上の長期止宿者の割合多きは永住町、新廣尾町にして少なきは淺草町、小梅業平町等なりとす、又世帯主及其配偶者に於て一ヶ月未満の短期止宿者の多きは南千住町、淺草町にして其少なきは新廣尾町及品川町なり、之に反し一ヶ年以上の長期宿泊者の割合多きは新廣尾町及品川町にして少なきは淺草町及南千住町なりとす、概して淺草町及南千住町は普通旅客多く従つて短期宿泊者多し、即ち左表の如し。

第七八表 地區に依り分ちたる止宿期間別宿泊者 單身者

地區	實數		百分比	
	一ヶ月未満	一ヶ月以上	一ヶ月未満	一ヶ月以上
富川町	七、七二	一、九〇	四〇・一	二六・八
花町	三、三〇	三、三〇	三三・四	三三・九
淺草町	八、五一	四、四	三三・〇	一〇・六
小梅業平町	三、三	二、〇	二七・〇	八・八
永住町	二、二	一、三	二五・〇	一〇・八

旭町	三五	三五	三〇	四三	三〇	一九・七	三・四	二五・九	100.0
新廣尾町	七	七	二九	三七	二〇	三三・一	六・一	四・六	100.0
品川町	六	二	九	一五	二七	二七・一	七・二	五・〇	100.0
南千住町	九	六	二六	二六	二七・五	二・四	六・三	四・八	100.0
合計	三・五	二・四	九・四	二五・〇	八・九	三三・〇	二六・六	一〇・九	二七・五

備考 △印は止宿期間申告なきものなり

第七九表 地區に依り分ちたる止宿期間別宿泊者——世帯主及其配偶者

地 區	實 數			百 分 比			
	一ヶ月未滿	一ヶ月以上六ヶ月未滿	六ヶ月以上一年未滿	計	一ヶ月未滿	一ヶ月以上六ヶ月未滿	計
富川町	一七	一三	四三	七三	一五・七	一八・三	五・六
花 町	〇	一七	一三	四九	八・六	一四・六	三・〇
淺草町	一七	三三	六	五六	二四・四	一六・二	二七・五
小梅業平町	三三	五	一〇	四八	一七・六	一八・五	四・三
永 住 町	三	三	一六	二二	一・九	九・〇	六・五
旭 町	三	六	一七	二六	一八・九	二五・七	四・〇
新廣尾町	〇	九	三	一五	三・六	三・九	六・一
品川町	九	五	三	一七	三・五	一五・九	七・二
南千住町	三	一〇	四	一七	一八・一	七・三	三・四
合計	五二	六六	五五	一七三	二五・四	一七・四	五・四

二、宿泊人の移動

(イ) 新規投宿者 木賃宿泊者の移動状態に關しては宿泊者の宿泊的移動状態と宿泊者の生活的移動状態との二様の觀察を要すべきが、今回の調査に於て其一般的移動状態たる後者の觀察に關する統計的直接資料を得ざりしを以て主として宿泊期間より宿泊者の移動状態を觀察せんに、既に其宿泊期間に關しては前項に於て之を述べたるを以て之を省き、木賃宿に於ける新規投宿者が幾何あるかを見るに調査當日單身者及家族同伴者中世帯主及其配偶者にして新規投宿したる者は七五七人あり、之を各戸に割當つれば一戸平均約二人にして又單身者就世帯主及其配偶者の總宿泊人百人に對し六人の割合なり、但し此新規投宿者が初めて木賃宿に投宿したるものか、二度目のものか、上京後直に投宿したるものか、他の木賃宿より轉宿したるものか等は知り得ざりしも、平常に於ては労働者は轉々居を更ふるものに非らずして新規投宿者は概して普通旅客即ち市内又は地方に居住する者の一時宿泊したる者最も多きが如し。

更に地區に依り新規投宿者を對比するに實數に於て最も多きは淺草町及小梅業平町にして前者は全數の約五割後者は約二割を占め、又各地區に於ける單身者と世帯主及其配偶者の合計に對する割合を見るに其の最も多きは淺草町、南千住町及小梅業平町にして少なきは新廣尾町、花町及富川町なりとす、概して普通旅客の多き淺草町、南千住町及小梅業平町に宿泊客の移動多く従つて新規投宿